

令和6年9月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 12人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第49号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第50号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第40号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第41号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

6. 会議の概要

職務代理 それでは、三芳町農業委員会総会議事規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に1番島田裕康委員、5番塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第47号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり
議案第48号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり
議案第49号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第50号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第51号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
議案第52号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり
報告第40号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第41号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり

令和6年9月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

職務代理 議案第47号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
議案第47号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。
所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から955㎡、998㎡、516㎡の計2,469㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

なお、継続の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター1台、耕うん機1台、トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、人参、ネギとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日となっております。
また、〇〇〇〇さんは、三芳町で 8,015 m²の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日、7番委員とともに現地確認及び申請者に話を伺いました。当該地は耕うんされており、ナスが作付けされておりました。今後は秋から冬にかけてほうれん草を作付けする予定とのこと。一生懸命に農業に励まれている方です。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第47号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第48号番号1及び議案第49号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをご覧ください。
議案第48号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、地権者から農地中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付の件についてご審議いただきます。一方で議案第49号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。議案第48号と議案第49号は所在が同一であるため一括で説明いたします。
議案第48号番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、7ページから8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は2,037m²であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
続きまして6ページをご覧ください。
議案第49号番号1につきましては
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ねぎ、きゃべつ、ブロッコリーとなります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。

また、〇〇〇〇さんは、三芳町で36,366㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 申請人につきましては、精力的に農業に取り組まれており、主にネギを栽培されております。申請地に関しましては適切に管理されており、いつでも作業可能な状態であります。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

職務代理 議案第48号番号1及び議案第49号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、議案第48号番号1については決定とし、議案第49号番号1については意見無しとします。

議案第50号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをご覧ください。

議案第50号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。

番号1につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、10ページから11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となっております。

面積は44㎡となっております。

譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、通路敷地となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、住居地の出入口が狭く、不便を感じており、また車での出入りに危険を感じていたため、親戚の隣地所有者に交渉したところ、快諾していただけたため今回の申請に至ったとのことです。

詳しい土地利用計画図は、12ページをご覧ください。

続きまして、13ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

「2管2施設」の「2管」とは水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が入っていることを指しており、その2種類以上が埋設された道路の沿道の区域にあることが条件となります。また、「2施設」とは、教育施設や医療施設等の公共施設又は公益的施設が周囲500m以内に存在していることが条件となっております。今回は水道管、下水道管の2管、そして西方向に〇〇〇〇、〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しております、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 申請者によりますと、進入路から道路へ出る際には見通しも悪く、通行する車両も多いため、出入りが大変とのことと今日の申請に至ったとのこととです。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第50号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

議案第51号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページをご覧ください。

議案第51号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計5筆となっております。

所在につきましては、15ページから20ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から4, 353㎡、3, 851㎡、1, 193㎡、2, 028㎡、2, 216㎡の合計13, 641㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和6年1月30日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 申請人は誠実に農業に励まれており、直売所を中心に野菜を卸しています。家族ともに一生懸命に取り組まれており、農地についても適切に管理されております。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第51号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、適格者とします。

議案第51号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして21ページをご覧ください
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計15筆となっております。
所在につきましては、22ページから30ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は上から2,723㎡、3,183㎡、2,491㎡、18㎡、2,012㎡、121㎡、87㎡、798㎡、5.31㎡、743㎡、1,743㎡、393㎡、1,951㎡、1,110㎡、250㎡の合計17,628.31㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和5年12月29日となっております。
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 先日、現地の確認とともに申請者へ話を伺って参りました。里芋の出荷調整をされており、他にもほうれん草の作付け準備をされておりました。農地に関しては

適切に管理されており、問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

職務代理 議案第51号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。

議案第51号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして31ページをご覧ください
番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となっております。
所在につきましては、32ページから34ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域外となっております。
面積は上から1, 302㎡、596㎡、426㎡、206㎡の合計2, 530㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和5年12月10日となっております。
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 先日、現地を確認して参りました。相続人の息子も就農しており、家族3人で苺の栽培をされております。苺の収穫後は夏野菜を栽培し、直売所を中心に一年中農業に励まれており、適格者として問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

職務代理 議案第51号番号3について何か意見ございませんか。

1番委員 今回の納税猶予を受ける農地以外にも農地を有していますか。

3番委員 他にも農地を有しています。

職務代理 他に何かご意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。

議案第52号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

35 ページをご覧ください。

議案第52号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。

こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認依頼があり、今回審議案件といたしました。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては36ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は1,206㎡となっております。

照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の免除年月日は令和7年1月7日となっております。

事務局からは以上です。

職務代理

地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員

先日、現地を確認して参りました。作付け等はされておりましたが、適切に管理されており、すぐに作付け可能な状態でした。ご審議の程よろしく願います。

職務代理

議案第52号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第52号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

35 ページをご覧ください。

番号2につきましては

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計6筆となっております。

所在につきましては37ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は上から1,076㎡、988㎡、988㎡、975㎡、987㎡、988㎡の合計6,002㎡となっております。

照会人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の免除年月日は令和7年10月26日となっております。

事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日、現地を確認して参りました。適切に管理されており、問題ないと思われ
ます。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第52号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第52号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 38ページをご覧ください。

番号3につきましては

所在が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇
〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
の計21筆となっております。

所在につきましては、39ページから40ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は上から、3,272㎡、3,135㎡、1,729㎡、610㎡、182㎡、415㎡、3,7
04㎡、4,050㎡、2,814㎡、985㎡、4,760㎡、3,086㎡、960㎡、1,834
㎡、1,257㎡、2,747㎡、1,374㎡、256㎡、3,426㎡、2,658㎡、674㎡の
計43,928㎡となっております。

照会人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の免除年月日は令和7年9月22日となっております。

事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日、現地を確認して参りました。照会人は〇〇〇〇という茶屋を経営しており
ます。その他野菜も栽培されており、スーパーマーケットを中心に卸されておりま
す。農地に関しては適切に管理されているため、問題ないと思われ
ます。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第52号番号3について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第52号番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 41ページをご覧ください。

番号4につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となっております。
所在につきましては、42ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積が上から469㎡、476㎡、485㎡、477㎡の計1,907㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和7年2月8日となっております。
事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 先日、現地確認をして参りました。農地にはハウスが2棟建っており、中にはポットの苗が一面にありました。農地として問題なく使われております。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第52号番号4について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第52号番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 41ページをご覧ください。
番号5につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。
所在につきましては、43ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積が上から1,007㎡、1,968㎡、1,164㎡の計4,139㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和7年8月4日となっております。
事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日、現地を確認して参りました。また照会人へも話を伺いました。自家用の里芋やネギが作付されておりました。定期的な農地の管理をされており、適切な状態に保たれておりました。これからも管理を続けるとのことでしたので、問題ないかと思われまます。ご審議の程よろしく願いいたします。

職務代理 議案第52号番号5について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

44ページをご覧ください

報告第40号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、45ページから46ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

面積は1,983㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして47ページをご覧ください。

報告第41号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、権利は、賃借権の設定で、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、48ページから50ページまでの案内図、公図の写し、配置図をご覧ください。

登記簿地目は畑で、現況地目は宅地となっております。

当該地は市街化区域であり、農地転用の届出につきましては原則転用する前に届出を出すことになっておりますが、本案件につきましては、平成5年の届出書から当該地の記載が漏れておりました。今後このようなことがないように気を付ける旨の理由書が地権者より提出されているところでございます。

面積は325㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分3分の1)

〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分3分の1)

〇〇〇〇、〇〇〇〇(持分3分の1)

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、店舗・建物敷地として受理済みです。

事務局からは以上です。

職務代理

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 6 年 10 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 塩野 智恵